プロジェクト

項目 第 41 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 41 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 10 月 16 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 41 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

レジリエンスの評価（審議事項A1-2関連）

（レジリエンスの評価の対象に対する意見）

2. 一般基準案では、戦略に関する開示目的において、開示すべき事項に「レジリエンス」が挙げられている（一般基準案第 12 項(5)）。当該定めにおいて、「レジリエンス」という文言以外に内容を補足するような記載がないことから、レジリエンスの評価の対象に関して、利害関係者による誤解が生じていると考えられる。IFRS S1 号第 29 項(e)では「それらのサステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス」と記載されているため、ISSB 基準の記載との整合性も考慮すべきと考える。この点、気候基準案（気候基準案第 14 項(5)）も同様の状況となっているため、あわせて記載を見直すことが考えられる。

3. 本公開草案では、レジリエンスに関して「レジリエンス」、「気候レジリエンス」、「戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス」等、複数の表現が用いられている。このためレジリエンスの評価の対象が不明確となり、利害関係者による誤解が生じている可能性がある。レジリエンスとは何かについて、解説記事等において追加の説明をすることが考えられる。

（レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする定めに対する意見）

4. 事務局の提案に賛成である。ただし、気候科学の知見の進化、企業のビジネス・モデルの変化等が生じた場合は、レジリエンスの評価を実施する必要があり、また、当該事象の発生の有無は報告期間ごとに確認を行う必要がある旨を、結論の背景又は解説記事に記載すべきである。

5. 審議資料の第 22 項では、レジリエンスの評価の頻度に関する定めを削除する理由の 1 つに、「仮に将来において ISSB が IFRS S1 号を改正し、SSBJ 基準とは異なる定めを追加したときは、SSBJ 基準に基づく開示を行うための実務が、国際的な実務と異なるものとなる可能性がある」との記載がある。当該理由は、SSBJ 基準の開発の基本的な方針、すなわち、相応の理由がある場合は SSBJ 基準独自の取扱いを定めるとする趣旨との矛盾を生じさせる可能性があるため、記載は不要であると考えられる。

6. 一般的に、サステナビリティ関連の財務的影響は、比較的長期の時間軸に基づき評価されることになる。報告期間ごとにレジリエンスの評価を実施しなければならないとした場合、企業における中期経営計画の見直し等の頻度に照らして、過度な実施となり、企業に多大なコストや労力をかけることになると考えられる。

公表承認日及び後発事象（審議事項 A1-3 関連）

（公表承認日等の開示の必要性に対する意見）

7. 我が国の会計基準において公表承認日等の開示が要求されていない中、それに先行して、サステナビリティ関連財務開示において公表承認日等の開示が義務付けられる点について、このような進め方が妥当であるかどうかを検討する必要がある。

8. 財務諸表とサステナビリティ関連財務開示とでは、企業における担当者が異なる。このため、サステナビリティ関連財務開示の担当者が、公表承認日等の開示にあたって、財務諸表との関係を理解するのに参考となる情報があると良いと考える。

9. 実務上、現行の財務諸表の後発事象の基準日（金融商品取引法の監査報告書日）と、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日との間に、重要性がある事象が生じた場合に、2 つの開示に差異が生じる可能性がある。このため、「同時の報告」という基準の趣旨を踏まえると、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との間の後発事象の基準日はできる限り合わせるべきと考える。

10. 会計基準においても、公表承認日等の考え方や、会社法及び金融商品取引法における後発事象の取扱いについて検討する必要があると考えられる。

（会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに対する意見）

11. 「財務諸表に関連する後発事象」について、適用基準案第 74 項に基づき新規の情報に照らして開示を更新しなければならない事象（以下「第 74 項に定める事象」という。）として取り扱うことが提案されているが、具体的にどのような場合が該当するのかを確認すべきである。例えば、企業において後発事象として資産譲渡が行われ、その損失を財務諸表で認識した場合、サステナビリティ関連財務開示では、気候基準案に基づき気候リスクに脆弱な資産として認識していた金額を修正するといった事例が考えられる。ただし、該当する状況は限定的であると考えられる。

12. サステナビリティ関連財務開示における「第 74 項に定める事象」と適用基準案第 75 項に基づき報告期間の末日後に発生する取引等に関する情報を開示しなければならない事象（以下「第 75 項に定める事象」という。）との区分は、曖昧である可能性がある。財務諸表は本表と注記で構成されている一方、サステナビリティ関連財務開示はすべて開示である。

13. 関連する財務諸表との間のつながりを理解できるようにする方法として、財務諸表もサステナビリティ関連財務開示も修正しないとする方法もあれば、財務諸表を修正しない一方でサステナビリティ関連財務開示は修正し、その相違について説明する方法もあるなど、内容によって開示の仕方はさまざまな方法が考えられる。このため、事務局提案のように、特定の方法に限定する必要はないのではないか。

14. サステナビリティ関連財務開示における「第 74 項に定める事象」の発生により、財務諸表で開示される金額とサステナビリティ関連財務開示で開示される金額とが乖離した場合には、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示とのつながりを重視し、企業において何らかの開示が必要と考える。一方で、「財務諸表と関連する後発事象」について、会社法監査報告書日を基準として取扱いが区分されることは、サステナビリティ関連財務開示における一貫性が担保されず、取扱いが複雑となり、利害関係者の混乱を招くことになるのではないか。

15. GX リーグの排出量取引制度に伴う後発事象など、現在想定していないような事象が将来の実務において起こり得ると考えられるため、現時点で基準において取扱いを明確化した場合には、将来の実務を制限してしまう可能性がある。このため、基準に定めるのであれば、本論点が「財務諸表に関連する後発事象」に関する、サス

テナビリティ関連財務開示の財務情報のみを対象（財務情報以外の情報は対象外）としていることを明確に記載すべきである。

16. 「財務諸表に関連する後発事象」への対応について、当初の開示の更新ではなく、当初の開示に当該事象の開示を追加するという取扱いが想定されているのかどうかを確認したい。

（追加的なガイダンス等に対する意見）

17. 我が国の財務会計における後発事象の取扱いは、海外投資家を含め、批判及び議論がある論点である。財務諸表とのつながりを考慮し、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに配慮した事務局の提案は理解できる。一方で、サステナビリティ実務対応基準を開発することは、公開草案の公表及び寄せられたコメントを踏まえた再審議を考慮すると、来年 3 月までを目標とする SSBJ 基準の公表時期に影響を与える可能性があるのではないか。また、法的制度による裏付けがあるものの、ISSB 基準と乖離した取扱いとなることも懸念される。このため、本論点については、補足文書又は解説記事で説明するのが妥当と考える。

18. 財務諸表とのつながりを重視し、「財務諸表に関連する後発事象」と「財務諸表に関連しない後発事象」を区分することの理屈は理解したものの、実務上、企業が当該区分を判断するのは困難と考えられる。一方、サステナビリティ関連財務開示における一貫性を重視し、区分をせずに「第 74 項に定める事象」として開示の更新を求めるという方法も採り得る。いずれの対応も考えられるため、サステナビリティ開示実務対応基準案を公表し意見募集することに賛同する。なお、基準の策定にあたっては、具体的な事例を想定しながら進めていく必要があると考える。

19. 「第 74 項に定める事象」と「第 75 項に定める事象」との区分の曖昧さは、実務において解消されると考えるが、基準上の整合性が担保されるように、取扱いを整理する必要があると考える。本論点の取扱いが ISSB 基準との差異となる場合、日本基準に準拠して財務諸表を作成している企業が、サステナビリティ関連財務開示において SSBJ 基準と ISSB 基準の同時準拠を行うためには、会社法監査報告書日後に発生した後発事象について、第 74 項に定める開示の更新と第 75 項に定める開示のいずれも実施する必要があるとの理解でよいか確認したい。

公表承認日及び後発事象（コメント対応表）（審議事項A1－4関連）

20. 特段の意見は聞かれなかった。

法令が別段の定めを置いている場合（審議事項A1－5関連）

（法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における具体的な対応に対する意見）

21. 法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合の、「情報の記載場所」及び「同時の報告」に関する具体的な対応について、法令が容認する定めを SSBJ 基準においても認めるという事務局の提案の根拠が不明確と考える。当該取扱いにより基準の原則を変えることとなるため、この点について明確に根拠を説明する必要があると考える。

22. 法令が容認する定めをあえて置いているのは、相当の理由があると考えられ、SSBJ 基準においても考慮すべきとの考えは理解している。一方で、サステナビリティ関連財務開示の目的を達成するうえで、「情報の記載場所」及び「同時の報告」は極めて重要な要求事項であり、SSBJ 基準においても求めるべきものと考えている。このため、一律に法令の定めに委ねるのではなく、それぞれの要求事項の重要性に応じて判断すべきであると考える。

23. 事務局の提案に異論はない。ただし、適用基準案における「情報の記載場所」（第 64 項）及び「同時の報告」（第 69 項）の「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを容認する法令」の記載の見直しを検討いただきたい。本論点における法令とは、企業におけるサステナビリティ関連財務開示を定める法令、すなわち金融商品取引法を想定していると考えられるものの、金融商品取引法以外の法令もあり得ると考える。

期中に企業結合が生じた場合（審議事項 A1－6 関連）

24. 事務局の提案に異論はない。報告期間の末日後に企業結合に関する新規の情報を入手した場合、審議資料 A1-3 における「第 74 項に定める事象」又は「第 75 項に定める事象」に該当するかどうかを確認したい。

25. 被取得企業の温室効果ガス排出に関する情報を入手することが困難な場合、スコープ 3 温室効果ガス排出は「合理的で裏付け可能な情報」を用いることになる一方で、スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出は「合理的な見積り」を用いることになる。「合理的な見積り」と「合理的で裏付け可能な情報」の違いを理解するのは困難な場合もあると考えており、この点を確認したい。

26. 事務局の提案に賛成である。ただし、「合理的な見積り」の使用にあたっては、財務情報は、財務情報作成の基礎がある中で見積りを行うものの、サステナビリティ関連情報は、サステナビリティ関連情報作成の基礎がない中で見積りを行わざるを得ない状況も考えられる。このため、今後も実務の状況を見ながら、本論点に関する事例等を解説記事等において提供することを検討すべきである。

27. スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出について、期末において実績値が適時に入手できない場合、推計値の使用が「合理的な見積り」として認められるのかどうかを確認したい。実務上、「合理的な見積り」をどのように使用するかは判断が困難な場合があり、基準において認められる「合理的な見積り」の範囲について検討することが望まれる。

以　上